

備中西部野球リーグ運営細則

第1条（リーグ参加）

備中西部野球リーグの運営は、本運営細則によるものとする。

- 1 本リーグ参加チームは、選手登録用紙へ必要事項を記入の上、参加費50,000円をそえて、リーグ戦開始日までに申し込むこと。参加費を納めないチームは本リーグ戦組み合わせに参加させない。
- 2 各チームは審判用具一式を準備し試合の審判をする事。新規に本リーグに参加するチームにはボールケース、インジケーター、はけを支給する。開幕以後中途加盟の場合、参加費は月割計算する。
(残り月数×5,000円)

第2条（リーグ戦）

リーグ戦は、当年度球場確保できた最初の日曜日に原則開幕し、当年度終球場確保できた日曜日をもって閉幕する。

- 1 毎月第3金曜日の19時30分に時間厳守で市民活動支援センター（笠岡市）において理事会を開催し、翌月の試合の組み合わせ審判の割り振りを決定する。
- 2 理事会で決まった日程を正式試合とし勝敗表に記入する。それ以外の試合はリーグ戦勝敗表には記入しない。
- 3 試合は、リーグ戦とし、同一チームとの複数戦も構わない。
ただし、なるべく同一チームと最低2試合を行う努力をすること。

第3条（中止の判断及び措置）

- 1 雨、その他の理由により試合中止の判断は、原則として当日第1試合の審判団及び両チームの責任者の現地判断とする。なお、試合中止の決定を下した場合は、その後の処置として第2試合目以降の各チームに中止連絡を三者で協力して行うこと。また、その場合は運営、企画担当に連絡を入れること。（使用料返還のため）
- 2 中止決定を下した場合は、それ以降の試合も中止とする。

第4条（選手登録）

試合に出場できる選手は、備中西部野球リーグ運営・記録に登録された選手とする。なお登録選手数に上限は設けない。

- 1 選手の追加登録及び抹消は、運営・記録担当に試合当日試合開始前までに連絡すること。追加登録は、選手氏名、年齢を伝えること。
- 2 年度登録後チーム間で選手が移籍する場合は、当該チーム両監督の合意を必要とし、この合意が得られない場合は、その選手は、元のチームの所属のままとなる。
(移籍については、1選手につき年1回とする)
- 3 選手の登録は、氏名（ふりがな）、年齢の記入をすること。
なお、年齢制限は中学生以上とする。

第5条（集合時間及び試合開始時間）

前の試合が棄権又は、コールドゲーム等の理由で、予定より早く終わった場合は、30分を限度として繰り上げて試合を開始することができる。

なお、メンバー表はフルネーム（ふりがな）で3部作成し、試合開始5分前までに提出すること。

- 1 ベンチは、試合の組み合わせ会議により決定する
- 2 先攻後攻は試合前に抽選で決定する

第6条（競技規則）

競技規則は、公認野球規則及び備中西部野球リーグ運営細則を順守する。

第7条（競技方法）

競技方法は、備中西部野球リーグ運営細則により下記のとおりとする。

- 1 試合は7回とし、延長は行わない。試合時間は60分を経過した時点のインニングの次のインニングを最終回とする。
(例：60分経過時点が5回裏の場合→6回が最終回)
- 2 得失点差によるコールドゲームは、3回以降10点、5回以降7点

差とする。

- 3 天候等により球場使用不能の場合また最終試合が日没になった場合は、審判団の判断でコールドゲームかノーゲームとする。コールドゲームは、3回以降均等回数を終了したものとする。
- 4 DH制（投手以外も可）を採用することができる。
- 5 選手、監督は統一したユニホーム・帽子（ヘルメット）を着用すること。また、アンダーシャツ・ストッキング・ベルト等についても原則揃えること。キャッチャーはヘルメット、プロテクター、レガースを着用し、打者・走者はヘルメットを着用すること。
- 6 試合に出場する選手は、スパイクを必ず着用すること。トレーニングシューズ等で試合に出場することはできない。（R5 追加）

第8条（棄権試合及び没収試合）

棄権試合及び没収試合の決定は下記のとおりとする。

- 1 組み合わせ会議で決定した試合を原則として棄権することはできない。
棄権・没収試合となった場合は7-0での敗戦となる。
やむをえず棄権する場合は、ペナルティーとして相手チームに3,000円を渡すこと。（2. 3. 4の棄権試合も含む）
なお、清算は翌月の理事会までに行うこと。
- 2 試合時間時にユニホーム着用者が9名に満たない場合。
（棄権試合）
- 3 不正選手を出場させた場合。（没収試合）なお、勝敗の扱いは棄権試合と同様。
- 4 審判員の指示に従わない場合。
（没収試合）勝敗の扱いは上記と同様

第9条（試合球）

- 1 試合球は、ナガセケンコーM号を使用し、当該試合両チームが2球用意する。試合中、ボールを無くした場合その原因となる打撃を行ったチームがその補填を行う。

第10条（審判）

- 1 審判チームは、球審、塁審（3名）、記録員（1名）を選出し、審判及び記録並びに試合時間の確認を行う。
- 2 審判の人数が揃わないチームは、当該試合両チームにペナルティーとして3,000円を納めること。なお、その場合は、雨天中止の扱いと同様にする。ただし、予め、審判不足が明確な場合は、他者（他のチーム）に依頼し、試合を成立させる努力をすること。
- 3 各チームの審判部員及び選手は、リーグの審判講習を受けること。
- 4 試合開始前に審判団は、両チームの出場選手が選手登録されているか、選手名簿で確認を行う。（R5 追加）

第11条（表彰）

備中西部野球リーグのリーグ個人成績及び表彰は下記のとおりとする。

- 1 順位は勝率で決定する。ただし、12試合以上消化したチームのみ順位の対象とし、それ以外は順位下位とする。理事会で決定したリーグ戦は雨天中止の場合も消化試合数に換算する。
勝率が同率の場合は、直接対決の勝ち数の多い方が上位とする。
- 2 チーム表彰は、2位までとする。
- 3 個人表彰は、下記の項目・人数を表彰し、表彰者には記念品を贈呈する。
《打撃部門》 各1名
 - ・首位打者賞
 - ・最多安打者賞
 - ・最多本塁打者賞
 - ・最多打点者賞《投手部門》 各1名
 - ・最優秀防御率投手賞
 - ・最多勝利投手賞
 - ・最多三振奪取賞 （R5 改編）
- 4 リーグ戦の結果、優勝チームには翌年に開催される、全国選抜野球

大会岡山県代表権及び西日本選手権大会岡山県代表権を与えることとする。優勝チームがその権利を辞退した場合、希望チームにより予選を行うものとする。(予選会参加費は5,000円)

- 5 その他特に必要な事項は、理事会において決定する。

第12条 (その他)

- 1 球場の鍵は、当日1試合目1塁側チームが借り受け、試合開始1時間前までに開場すること。
- 2 試合の準備は、1試合目審判で行う。(ライン引きも必ず行うこと)また、試合終了後のグラウンド整備は両チームで行う。
- 3 記録用紙は、第1試合の審判チームが持参し、最終試合の審判チームが回収し、次回理事会に持参する。
- 4 球場の施錠、最終の管理は、最終試合の1塁側チームが責任を持って行う。
- 5 試合結果の記録は、1部作成し、理事会の確認を経て正式記録とする。
- 6 球場及びベンチ内のゴミ等は、必ず各チームが持ち帰りマナーを守ること。施錠チームが最終確認を行う。

第13条 (改廃)

本細則の改廃は、理事会で3分の2以上をもって議決する

- 1 2023年1月1日より実施。